

茨城県立岩瀬高等学校の部活動に係る活動方針

1 部活動の適切な運営のための考え方

- 部活動は、教育課程外であるが、生徒が豊かな学校生活を経験する有意義な活動であることから、合理的でかつ効果的な活動の推進のための取組を可能な限り、生徒自ら活動計画を立案し実施する。
- 全職員の共通理解の下、部活動数の精選と複数顧問制による交代で指導する。また、休日等で部活動指導員等の活用も促進し、地域移行を視野に適切な部活動の運営を図っていく。

2 適切な休養を確保するための活動時間の設定

(1) 活動時間等の設定

- 1週当たり総活動時間を12時間以内（準備、片付け、移動時間を含まない）とする。
- 1日当たりの活動時間は、平日2時間、休日4時間とする。
- 熱中症等の事故防止に留意し、安全確保のため、活動時間に配慮する。

(2) 休養日の設定

- 1週当たり平日、休日（土・日）の各1日以上を休養日とする。
- 休日に、練習試合や大会等により、休日の1日の上限を超えて活動を実施した場合、他の休日に休養日を振替える。
- 長期休業中の活動についても、同様とする。

(3) 朝の活動

- 朝の活動は、原則として行わない。
- 特例で実施する場合は、1日の活動時間の上限の範囲内で実施する。
※例えば、大会直前であり、放課後のみの活動では、施設等を使用できないため、放課後の活動を朝の活動に振替える必要があるケースとする。

3 学校単位で参加する大会等の見直し

(1) 大会参加数の精選

- 校長は、茨城県高等学校体育連盟、茨城県高等学校野球連盟、市町村教育委員会が定める大会数の上限の目安を踏まえ、参加する大会等を精査する。
- 部顧問は、参加する大会等について、活動時間の上限を遵守し、適切に休養日を確保することを考慮した上で設定し、毎月の活動計画に加える。
- 部活動の費用負担の在り方の見直しについて、今後、推進していく。

(2) 大会参加に係る事前確認・検証

- 校長は、大会参加数が過多でないか、休養日が適切に振替られているか、生徒や部顧問の負担が過度になっていないか等について判断し、必要に応じて参加を見送ることを含め、適切な是正指導を行い、その上で、部活動計画・実績等を学校ホームページに公表する。
- 大会運営や役員業務の見直しについて、今後、推進していく。

※この活動方針は、令和5年4月1日から運用を開始する。